

ちゅうしん個人インターネットバンキング

利用規定

1. (ちゅうしん個人インターネットバンキング取引)

(1)ちゅうしん個人インターネットバンキングとは

ちゅうしん個人インターネットバンキング(以下「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等(以下「端末」といいます。)を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、定期預金預入等の取引を行うサービスをいいます。ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

(2)利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を本サービスの利用資格者とします。

なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者IDまたは各種パスワードの不正使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

(3)使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限りです。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

(4)本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

(5)手数料等

①本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の基本手数料(以下「利用手数料」といいます。)をいただく場合があります。

この場合、当金庫は、利用手数料を普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。

②前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただけます。

なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

2. (本人確認)

(1)本人確認の手段

契約者IDおよび以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。

(2)資金移動用パスワード

資金移動用パスワードは、お客様が指定する暗証番号とし、当金庫所定の方法により届け出るものとします。

(3)ログインパスワード

①お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めたとおりとします。

A 契約者IDおよびお客様が届け出されたログインパスワードを端末からお客様自身が入力します。

B 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

(4)本人確認手続き

①取引の本人確認および依頼内容の確認

お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めたとおりとします。

A ログインパスワード、契約者ID、資金移動用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。

B 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID、資金移動用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。

a. お客様の有効な意思による申込みであること。

b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

②当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうちは、ログインパスワード、契約者IDおよび資金移動用パスワードにつき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱ひ、ま

た、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、ログインパスワード、契約者ID、資金移動用パスワード等の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のお客様は、第14条の定めに従い補償を請求できるものとします。

(5)パスワード等の管理

①各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

②各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

③本サービスの利用については、誤った各種パスワードの入力が当金庫所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、当金庫に連絡のうえ、所定の再開手続きをとってください。

A ログインパスワード相違に伴う再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

B 資金移動用パスワード相違による再開手続きは、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

3. (取引の依頼)

(1)サービス利用口座の届出

①お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。

当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

②サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

(2)取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3)取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

4. (ご利用限度額)

1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、お客様が端末により設定した金額とします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

5. (資金移動)

(1)取引の内容

①本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日(以下「振込指定日」といいます。)に、お客様の指定する本サービス利用口座(以下「支払元口座」といいます。)よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「振込先口座」といいます。)宛に振込または振替の依頼を発信する取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただけます。

②支払元口座と振込先口座が同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」とし、支払元口座と振込先口座が異なる当金庫本支店にある場合、振込先口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または、支払元口座と振込先口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

③ご依頼の内容が確定した場合は、当金庫は確定した内容に従い、支払元口座から振込金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

④支払元口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

⑤以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。

A 振込または振替時に、振込金額が、支払元口座より払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるとき。

B 支払元口座が解約済のとき。

C お客様から支払元口座についての支払停止の届出があり、それに基づき

当金庫が所定の手続きを行ったとき。

- D 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
- E 振替取引において、振込先口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- F その他、振込および振替ができないと当金庫が認める理由があるとき。

⑥振替取引において、振込先口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払元口座へ戻し入れます。
なお、振込取引において、振込先口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

(2)振込指定日

振込依頼の発信は、原則としてお客様が指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を振込指定日とします。

ただし、振込依頼日当日を振込指定日として指定した際、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎている場合または受付日が金融機関窓口休業日の場合は、「翌営業日扱い」とし、当金庫所定の翌金融機関窓口営業日に「振込先口座」宛に振込依頼を発信します。

(3)依頼内容の変更・組戻し

①振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において、次のAおよびBの訂正の手続きにより取扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。

- A 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- B 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

②振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払元口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

- A 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払元口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- B 当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- C 組戻しされた振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払元口座へ戻し入れます。

③前2号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。
この場合には、受取人との間で協議してください。

④訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影(または署名)と届出の印鑑(または署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いたう場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑤振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

⑥本項に定める依頼内容の変更・組戻しを行った場合、第1項第1号の振込手数料は返還しません。

⑦組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。

6. (定期預金取引)

(1)取引の内容

サービス利用口座として登録のある定期預金口座(以下「定期登録口座」といいます。)、当金庫所定の定期預金商品につき預入することができます

(2)適用金利

定期預金の新規受付等における適用金利については、受付時点ではなく、取引の実行日の金利を適用します。

7. (照会サービス)

(1)取引の内容

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

(2)照会後の取消、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (通知サービス)

(1)取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録された口座につき、入金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

(2)送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービ

ス等によりお取引内容をご確認ください。

なお、前記の事由による遅延もしくは不達のために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (諸届出受付サービス)

端末の操作により、お客様の住所変更の受付を行うことができます。

10. (届出事項の変更等)

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

11. (取引の記録)

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

12. (海外からのご利用)

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

13. (免責事項等)

(1)免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ・災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ・当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ・当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

(2)通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(3)端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保してください。

当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(4)端末の管理

①お客様は、本サービスの利用中に離席または端末を放置しないでください。そのために不正使用その他の事故があっても、生じた損害について当金庫は責任を負いません。

②お客様は、不審な電子メールを受信しても、安易に反応しないでください。

「添付ファイルを開く」、「リンクされたホームページにアクセスする」、「アクセスしたホームページで各種パスワード等を入力する」等によって、不正使用その他の事故があっても、生じた損害について当金庫は責任を負いません。

14. (パスワードの盗取等による不正な資金移動等)

(1)ログインパスワード、契約者ID、資金移動用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ①お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- ②当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。
- ③お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

(2)前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(3)前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、ログインパスワード、契約者ID、資金移動用パスワード等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- ①不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。

B お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

15. (解約等)

(1) 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとみなします。

(3) サービスの利用停止

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ・お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ・サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本サービスを解約することができるものとします。

この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- ・当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を支払わなかったとき
- ・住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき
- ・手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ・支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算の申し立てがあったとき
- ・相続の開始があったとき
- ・本サービスによって知り得た情報を不正に利用したとき

16. (通知等の連絡先)

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. (規定等の準用)

本利用規定に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

18. (規定の変更等)

当金庫は、本利用規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

19. (契約期間)

本サービスの当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

20. (準拠法・管轄)

本サービスおよび本利用規定の契約準拠法は日本法とします。

本サービスに基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

21. (譲渡・買入・貸与の禁止)

本サービスによる取引に基づくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・買入・貸与等することができません。

22. (サービスの終了)

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。

その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

【個人情報の利用目的】

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、ちゅうしん個人インターネットバンキングおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機器等に関する申込受け付け、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

以 上

ちゅうしんワンタイムパスワードサービス

追加利用規定

1. (ワンタイムパスワードサービスについて)

ワンタイムパスワードサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、ちゅうしん個人インターネットバンキングの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

2. (利用資格)

本サービスの利用者は、ちゅうしん個人インターネットバンキングを契約のお客様に限るものとします。

3. (利用申込及び利用開始)

(1)ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます。)が必要となります。トークンは「ソフトウェアトークン」とします。

ソフトウェアトークンは、当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます。)を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、携帯電話機等(以下「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2)利用申込及び利用開始

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

4. (本サービスの利用)

(1)本サービスの利用開始後は、ちゅうしん個人インターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者IDおよびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。

その場合には、お客様は契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。

当金庫が確認し、認識した契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

(2)第1項にかかわらず、契約者ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は第1項の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

5. (トークンの有効期限)

(1)ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。

(2)第1項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらかじめソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

6. (トークンの紛失及び盗難)

お客様は、ソフトウェアトークンを失ったとき、ソフトウェアトークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき(ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとします)、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。

この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。

7. (利用料)

(1)本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料(消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。)をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

(2)本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。

また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

(3)当金庫は本サービス利用料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

8. (免責事項等)

(1)ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理

するものとし、第三者に開示しないものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合には、当金庫は一切の責任を負いません。

(2)ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。

ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合には、当金庫は一切の責任を負いません。

(3)当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。

お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとします。

(4)ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

9. (本サービスの解約等)

(1)本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。

なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

(2)お客様が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、お客様が当金庫との取引約定期に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

(3)第2項にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。

この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。

(4)お客様が当金庫との取引約定期に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。

(5)第1項から第4項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取り引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

10. (譲渡・質入の禁止)

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

11. (規定等の準用)

本契約に定めのない事項については、ちゅうしん個人インターネットバンキング利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

12. (規定の変更等)

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以上